

平成29年 実習実施者送検等状況

厚生労働省は、平成29年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導や送検等の状況をまとめ、公表した。実習実施者には、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然存在している。

平成29年の概要は、

- ◆ 労働基準関係法令違反が認められた実施者は、5,966事業場(実習実施者)のうち70.8%の4,226事業場。
- ◆ 主な違反事項は①労働時間(26.2%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(19.7%)、③割増賃金の支払(15.8%)の順に多かった。
- ◆ 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは34件。

全国の労働局や労働基準監督署は、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応している。

東京室内装飾新聞(第624号)より引用